

平成 29 年度から適用される主な税制改正

給与所得控除の見直し

次のとおり給与所得控除の上限額について、下表のとおり段階的に引き下げられます。

適用年度	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	平成 29 年度	平成 30 年度以降
控除の上限額が適用 される給与収入金額	1,500 万円以上	1,200 万円以上	1,000 万円以上
給与所得控除額 (上限額)	245 万円	230 万円	220 万円

金融所得課税の一体化

公社債等に対する課税方式が変更になります。

また、「上場株式等」と「一般株式等」の間での損益通算ができなくなります。

詳細は国税庁ホームページ【[金融・証券税制について\(外部サイト\)](#)】をご覧ください。

国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

日本国外に居住する親族(国外居住親族)に係る扶養控除等の適正化の観点から、所得税の確定申告や個人住民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除(16歳未満の扶養親族含む)の適用を受ける者は、「親族関係書類及び送金関係書類を添付又は、提示をしなければならない」とされました。

・親族関係書類

親族のつながりを明らかにできるもので、次の 1,2 のいずれか。

1. 「戸籍抄本」、「出生証明書」、「婚姻証明書」などの外国政府・地方公共団体が発行した書類で、親族氏名、生年月日、住所の記載のあるもの
2. 親族の「戸籍の附票」及び「パスポートの写し」

・送金関係書類

その年に仕送り金を扶養親族に支払ったことを証明するもので、次の 1,2 のいずれか。

1. 「外国送金依頼書」など、その金融機関が行う為替取引により支払をしたことを明らかにする書類。
2. 「クレジットカードの利用明細書」(親族が使用するための「家族カード」のもの)

(注意)

給与等の年末調整や公的年金受給者が、国外居住親族(16歳未満の扶養親族含む)に係る「親族関係書類及び送金関係書類」を扶養控除等申告書に添付又は提示している場合は除く。

※詳細は国税庁ホームページ【[国外居住親族に係る扶養控除等の適用について\(外部サイト\)](#)】をご覧ください。